

(写)

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第38号

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。